

## 議案第 23 号

### 氷室辺地総合整備計画の策定について

氷室辺地総合整備計画を次のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 3 年 2 月 19 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

### 氷室辺地総合整備計画書

栃木県佐野市 氷室辺地

（辺地の人口 749 人 面積 42.1 k m<sup>2</sup>）

#### 1 辺地の概況

- （1） 辺地を構成する町又は字の名称 栃木県佐野市秋山町、水木町及び柿平町
- （2） 地域の中心の位置 栃木県佐野市柿平町 1159 番地
- （3） 辺地度点数 163 点

#### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

氷室地区は、本市の中心地から約 2.1 km 北方に位置し、農林業を主要産業とする自然豊かな山間地帯である。また、ザゼンソウやセツブンソウが群生するなど地域資源にも恵まれている。当地区においては、村づくり団体による地域おこしの取組などが行われているが、人口減少に歯止めがかからず、過疎化が問題となっている。

氷室地区唯一の医療機関である氷室診療所は、当地区の多くの人が利用しており、地域医療を支える大きな役割を担っている。地域住民が安心して生活を送るためには、医療提供体制を整えておくことが必要となる。病状に応じて機器を使用し病を早期発見し治療へと結びつけていくことが医療として最善であるが、医療機器の中には耐用年数を経過し使用しているものもある。氷室診療所において使用している内視鏡は既に耐用年数を経過し、令和 3 年度限りで保守も終了となってしまう。体内に入れる機器であり、保守を受けずに使用を継続することは、医療事故につながるおそれ

があることから、地域住民の安心した生活のため、機器を更新し医療提供体制を継続していく必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和3年度 1年間

(単位：千円)

| 施設名   | 区分<br>事業主体名 | 事業費   | 財 源 内 訳 |       | 一般財源のうち<br>ち辺地対策事業債の予定額 |
|-------|-------------|-------|---------|-------|-------------------------|
|       |             |       | 特定財源    | 一般財源  |                         |
| 氷室診療所 | 佐野市         | 7,531 | 3,760   | 3,771 | 1,800                   |

#### 理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律によって、氷室辺地に係る公共的施設の整備を図るため、氷室辺地総合整備計画を策定したいので提案するものです。

#### 参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事

項について定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4－8 …省 略…